

農福連携推進 受委託マニュアル

佐賀県版



「農業」と「福祉」のマッチングを支援する
中間支援者のための基礎知識

 佐賀県

 佐賀県

©2025 Saga Prefecture.

佐賀県版農福連携推進 受委託マニュアル

農業と福祉のマッチングを支援する中間支援者のための基礎知識

農福連携マッチングの際の基礎知識(共通)	2
農福連携とは/農福連携のメリット	2
農福連携推進ビジョン	3
農福連携の形態について	3
障がい者就労施設について	4
就労継続支援A型、B型事業所とは	4
主な障がいの種類について	5
施設外就労について	5
農福連携マッチングの際の基礎知識(福祉)	6-8
農福連携マッチングの際の基礎知識(農業)	9-10
作業工程の細分化・見える化例	11
農副連携コーディネーターの役割	12
農福連携マッチングの流れ	12
中間支援者の役割分担と心がけ(農福連携コーディネーター)	13
中間支援者の役割分担と心がけ(JA・農業振興センター)	14
農福連携の取組事例	15-17
農福連携作業マニュアル(例)	18-19
イチゴ労働力実態調査	21-22
農福連携マッチング連絡シート	23-24
請負契約書	25-26
契約・作業開始日チェックリスト	27
作業日誌	28
作業完了後 農家への聞き取り調査	29
作業完了後 障がい者就労施設への聞き取り調査	31

農福連携マッチングの際の基礎知識

農福連携とは？

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。農業と福祉（障がい者）の連携という狭い意味で捉えられがちな農福連携ですが、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福の向こうには障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、触法障害者など社会的に生きづらさがある多様な人々が包摂されます。

参照 / 農福連携とは：農林水産省 (maff.go.jp)

農福連携のメリット

農業



課題

- 人手・後継者不足
- 一定時期に集中する過重労働
- 高齢化による労働量の減少
- 加工・販売への展開不足

解決

- 後継者・労働力の育成
- 作業進捗の遅れを解消
- 繁忙期だけの依頼が可能
- 労働負担の軽減
- 生産物の活用と販路の拡大
- 社会貢献つながる

連携

福祉



課題

- 低工賃
- 地域からの孤立
- 障害者総合支援法、精神保健福祉法により自立した社会生活の実現が求められている

解決

- 施設外での就労の機会
- 能力に応じた賃金
- 体力の向上
- 達成感ややりがいにつながる
- 農作業による精神的安定
- 地域との繋がりで深まる交流

2024年に新たな農福連携等推進ビジョンが策定されました

新たなビジョンは、農福連携の取組の更なる促進に向けて、2030年度末までに農福連携に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上にすることを目標として、地域協議会の活動の拡大の後押し、障がい者のみならず社会的に支援が必要な者の社会参画の促進、毎年11月29日をノウフクの日と定めた国民的運動の展開等を進めることとしています。

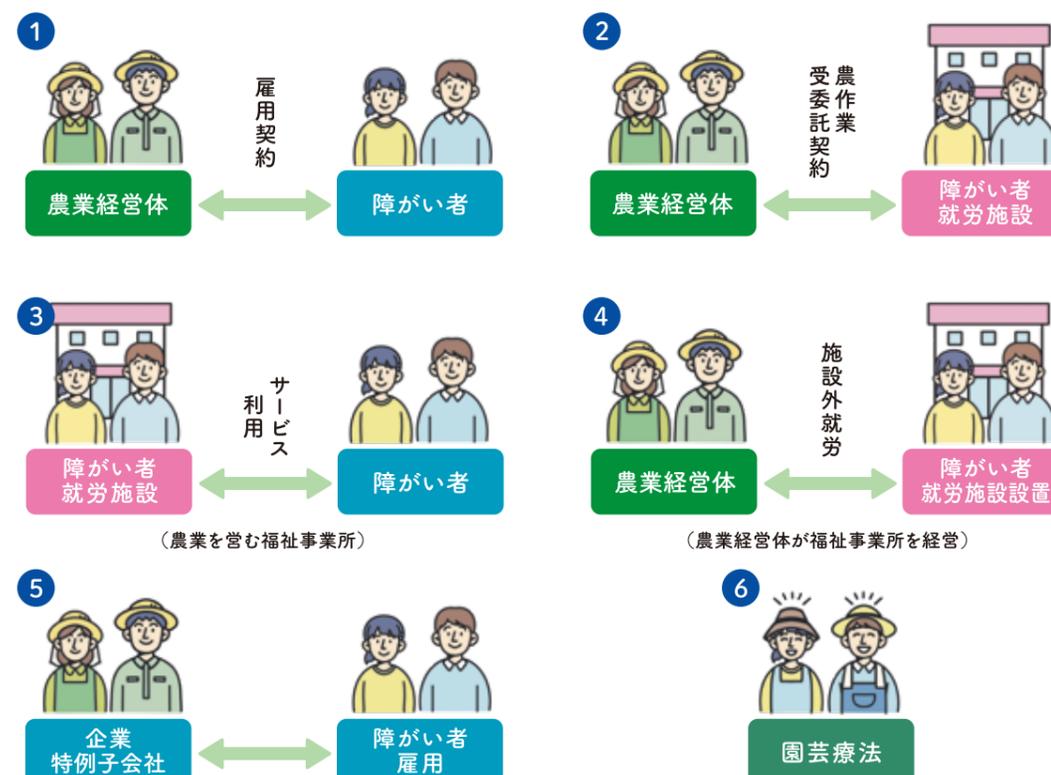
また、食料・農業・農村基本法の第46条に農福連携が位置づけられ、障がい者等が農業活動を行うための環境整備が進められることとなります。

農業と福祉の双方がHAPPY-HAPPYの関係になるためには、農業と福祉をつなげる中間支援が必要です。まず、中間支援の関係者がお互いを理解しあい、農家と福祉双方にとってメリットとなるよう、相互事情を把握し緩衝材になることが大切です。

農福連携を進める場合、障がい者の直接雇用または障がい者就労施設（※1・P4参照）への作業委託など（※2）主に6つの形態が考えられますが、佐賀県では農業と福祉をつなげるコーディネーターを配置して、障がい者就労施設等への作業委託による農福連携の支援を行っています。

農福連携の形態（※2）について

農福連携には①農業経営体による障がい者の一般雇用（一般就労）②農業経営体と障がい者就労施設との農作業受委託（施設外就労）③障がい者就労施設の農業参入④農業経営体による障がい者就労施設設置⑤企業が特例子会社等を設置して農業分野で障がい者を雇用⑥病院やNPO法人等で障がい者や高齢者が農作業に取組み、身体や精神の状態を良くしていこうとする園芸療法と、主に6つの形態があります。



障がい者就労施設(※1)について

障がい者就労施設には、主に障害者総合支援法に基づく指定を受けて障害福祉サービスを行う **就労継続支援A型事業所** (以下、A型事業所という。)と **就労継続支援事業B型事業所** (以下、B型事業所という。)があります。

佐賀県には令和7年1月時点でA型事業所が56事業所、B型事業所が180事業所あります。各事業所では、障がい者が自立して生きがいのある生活を送ることができるよう、就労の場の拡大や工賃向上に取り組んでいます。

地域	佐賀市	小城市	多久市	神埼市	鳥栖市	吉野ヶ里町	みやき町	上峰町	基山町	唐津市	伊万里市	有田町	武雄市	江北町	白石町	大町町	嬉野市	鹿島市	太良町	合計
A型	21	1	1	2	6	0	1	0	2	9	1	2	4	1	0	0	2	3	0	56
B型	58	12	8	6	10	1	5	3	4	23	10	3	17	1	4	1	6	7	1	180

※令和7年1月現在 佐賀県ホームページより

就労継続支援A型、B型事業所とは

	就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所
事業概要	一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。(利用期間:制限なし)	一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。(利用期間:制限なし)
対象者	<p>企業等に就労が困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。 	<p>就労移行支援事業所等を利用したけれど、一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 1および2に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者



B型事業所の平均工賃
月額 **24,675円**
(2023年佐賀県障害福祉課調べ)



「人手不足である」と回答した
農家の割合 **43%**
(2024年佐賀県農業経営課調べ)

主な障がいの種類について

障害種別	得意なこと	苦手なこと
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 長時間の作業に適性がある 繰り返し(反復)の作業が得意 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事という概念が捉えづらい 全体の作業見通しを立てるのが苦手
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> 作業能力・指示理解力においては健常者と変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ノルマや基準をプレッシャーに感じやすい 日によって波がある
発達障害 (ADHD※1)	<ul style="list-style-type: none"> 作業能力においては健常者と変わらない 判断基準の明確な作業が得意 繰り返し(反復)の作業が得意 	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧さに欠ける 全体の作業見通しを立てるのが苦手 見えない(土の中など)・抽象的な作業の判断が苦手
発達障害 (ASD※2)	<ul style="list-style-type: none"> 作業能力においては健常者と変わらない 作業の正確性においては健常者より強いことも 数字に強い 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションが苦手 正確な基準での作業にこだわり過ぎてしまい、納得いくまでやり続けてしまう

※1 ADHD=注意欠如・多動性障害…不注意(集中力がない)、多動性(じっとしてられない)、衝動性(思いつくと行動してしまう)といった症状が見られる障害

※2 ASD=自閉症スペクトラム障害…「コミュニケーションがうまく取れない」「人の関わりが苦手」「こだわりがある」といった特性のある障害

参照:令和3年度農林水産省 農山漁村振興交付金事業農福連携 高収益品目への取り組み事例及び調査分析 調査報告書

施設外就労について

事業所外の、例えば企業での清掃作業や介護施設でのリネン交換などのような働き方を施設外就労といい、報酬算定の対象となる要件として下記となります。

(施設外就労加算は令和3年報酬改定で廃止されました)

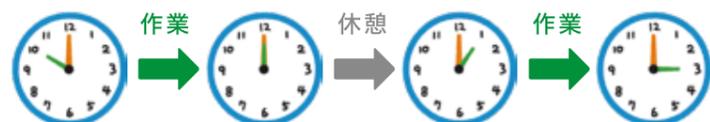


- 施設外就労に出る利用者は、定員と同数であること
- 支援員配置基準の厳守 **6:1** **7.5:1** **10:1**
- 請負契約を締結すること
- 就労継続支援施設を利用している障がい者(以下利用者)は、施設外就労先の従業員からではなく、支援員を介して指示を受けること
- 月に2回、訓練目標に対する評価を受けること
→令和3年度報酬改定で削除されたが、評価頻度については指定権者に確認すること
- 運営規程に位置付けられていること
- 個別支援計画が事前に作成されていること
- 緊急時の対応ができること
- 施設外就労報告書を毎月1回提出すること(提出先指定権者である市役所等)

農福連携マッチングの際の基礎知識

10時～15時内でできる作業を検討しましょう

障がい者就労施設では、利用者の送迎を行っている事業所も多く、農作業のできる時間帯が10時～15時までという事業所が多いため、早朝や夕方の作業ではなく10時～15時以内の作業でマッチングします。



食事提供体制加算

食事提供体制加算とは、就労継続支援事業所等で事業所内で調理した食事を提供した場合に安定される加算です。食事提供体制加算を受けている事業所は、昼食を事業所で取るために一度事業所に戻る場合もあります。その際、お昼休憩を長めにする場合があるため、事業所に確認し農家の方にもご理解をいただく必要があります。



作業期間中の天候への対応

福祉事業所は一般就労に向けた訓練の場

B型事業所は毎日事業所に来て作業できるようになる訓練をされています。

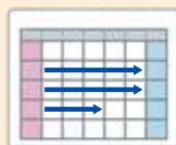
障害年金以外の大切な収入源

利用者の工賃向上のためにも、常に利用者への仕事を作っておく必要があり、年間での作業の計画を立てている事業所も多くあります。

作業予定の急な変更は困られます

雨天時急に「今日は作業がないから来なくていい」などといったことが非常に困られます。

対応策



期間に猶予があり作業日を事業所が決められる



シール貼りやハウス内作業など

利用者への直接指導は厳禁です

利用者には様々な特性の方がいらっしゃいます。施設外就労の要件にもありますが、利用者の方への作業の指導は必ず支援員に指示してください。支援員が、利用者の方に合った指導を行います。



支援員を一人の労働力として考えてはいけません

実際に農作業をするのは利用者の方だけです。支援員の方はあくまでも利用者の方の支援をされる方です。

パートの方など、他の健常者と同じ場所での作業は避けましょう

パートの方など、他の健常者と一緒に作業をすると、パートの方が作業の指導をしてしまうことなどが考えられますので、他の健常者と同じ場所での作業はできるだけ避けてください。



利用者の中には判断が必要な作業が向かない方もいます

利用者の方の特性として、判断を求められる作業が苦手な方がいらっしゃいます。例えば播種をする際には、「ばらまき」より「点まき」、「ポットに1粒ずつ蒔く」というような、はっきりした作業のほうが、利用者にとっては対応しやすくなります。



農作業の工程を細かく分けることで、利用者が取り組める作業がたくさん見つかります(工程の細分化)

農家の方が一人で行う作業を、障がい者が一人で全て行うことはとても難しいと思われませんが、作業の工程を細かく分けることで、分担すれば取り組める作業が見つかることがあります。作業工程のどこか一部分だけでも利用者の方にやってもらうことで、農家の方は別の作業に取り組むことができる可能性があります。

例) ほうれん草の調整作業



利用者にもハサミを使える方は多くいらっしゃいます

利用者にはハサミの使用は難しいだろうと思われることもありますが、障がい者就労施設での職業指導を受けてハサミを使える方はたくさんいらっしゃいます。また補助具や障害の特性に応じた道具を使うことで作業をすることができる場合もあります。



休憩時間の確保とトイレ休憩について

利用者の方は根詰めて黙々と作業をされる方が多くいらっしゃいますし、健常者に比べ体の弱い方もいらっしゃいますので、小まめな休憩時間の確保について農家にご理解いただき、支援員にもお伝えください。なお圃場や作業場など付近にトイレがなく、コンビニや公共トイレなど離れた場所への車での移動の際は支援員が対応します。その際は利用者の方を全員連れて行くことになりますので、事前に農家へ説明の上、理解していただく必要があります。



小まめな水分補給



圃場にトイレがない場合、全員でトイレに行きます

農福連携マッチングの際の基礎知識

農家の方の多くは障がい者に対する雇用経験がありません

農家の多くは知人・親族の紹介などによるパート・アルバイト雇用をされており、障がい者を雇用した経験がなく、作業の指導も不慣れな方が多いです。このため県農業振興センターやJAの方のサポートが必要です。



農家の方の多くは契約書作成の経験がありません

一般的に、契約書は雇用側が作成しますが、雇用経験が少ない農家では契約書の作成は困難です。また、障がい者就労施設の施設外就労に対応した請負契約書の作成はさらに難しいと思われるので、**中間支援者が農家と事業所、双方で合議をし、納得された契約書を作成することが望ましいです。**



施設外就労の場所によっては休憩場所やトイレがありません

昼食時に障がい者就労施設まで戻れない場合が多いため、農家が休憩場所やトイレを整える必要があります。これらのことを事前に中間支援者から農家に伝え、トイレの確保が難しい場合は、コンビニや公共施設など近くのトイレの場所を確認してください。



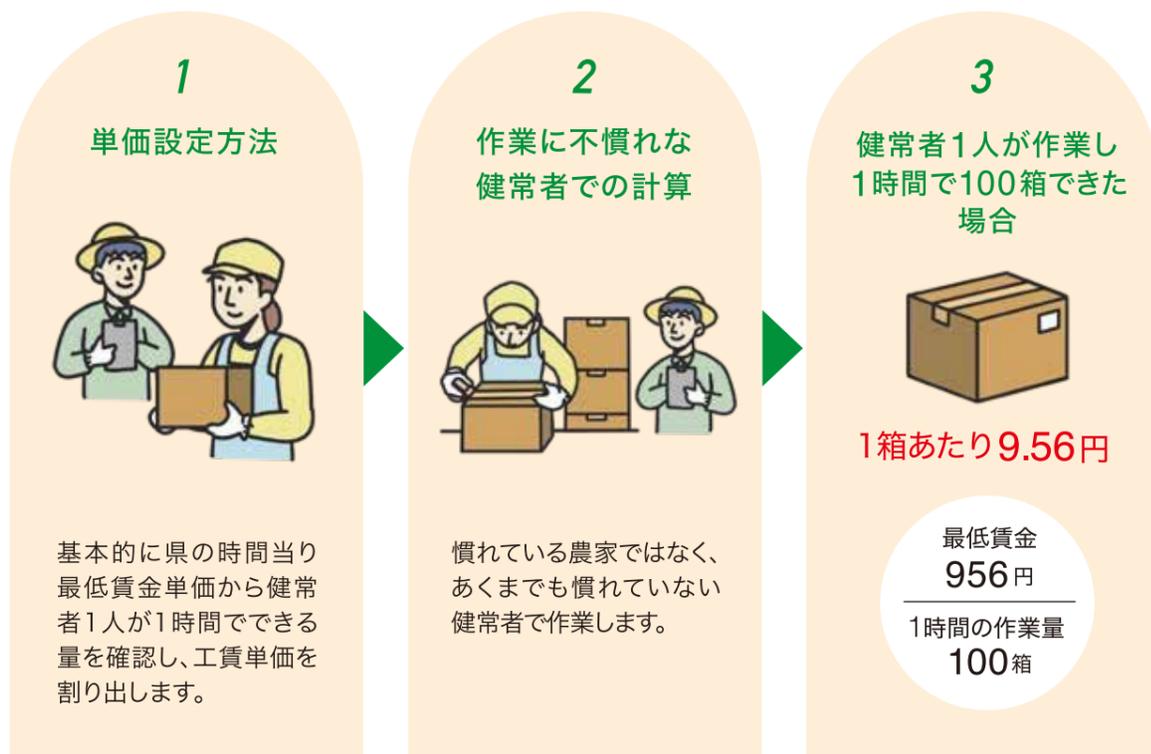
作業環境を整え、動線の確保や作業の見える化といった工夫をお願いします

利用者の作業の指導は、支援員がそれぞれの利用者の特性に応じて行いますが、初めて農作業を行う利用者の方がほとんどですので、基本的な「作業環境の整備や、動線の確保」さらに、より健常者よりも作業をわかりやすくするための「作業の見える化」などの工夫をしてください。農家も雇用に不慣れのため、県農業振興センターとJAとコーディネーターが農家と相談しながら進めてください。



工賃の計算方法(単価計算)

基本的な考え方として、県の1時間当たり最低賃金単価から、健常者が1時間作業した場合の出来高を確認し、工賃単価を算出します。3人程度で作業してみて、3人の出来高の平均値から単価を算出します。農家の方がパートやアルバイトを雇用する場合、農作業に慣れていない方が来られることが予想されますので、単価を算出する場合の出来高の確認は農作業に慣れている農家ではなく、慣れていない健常者による作業で確認しましょう。



どうしても単価が出せない作業もあります。その場合は時給計算します。

Example

作業工程の細分化・見える化例

農家の方が一連で行われている工程の多い作業は、障がい者には難しいと思われることもありますが、作業を細分化し複数人で作業してもらうことでマッチングが可能になる場合があります。



見える化

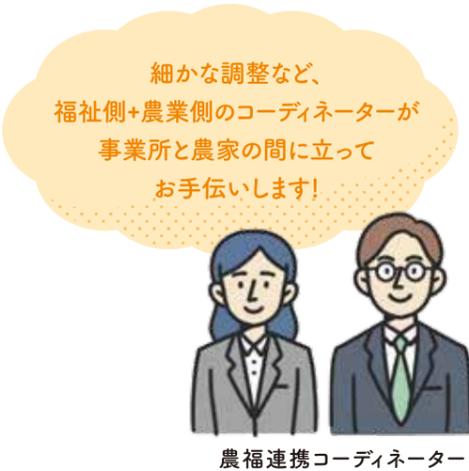
視覚的に捉えやすくすると作業が理解しやすくなる!



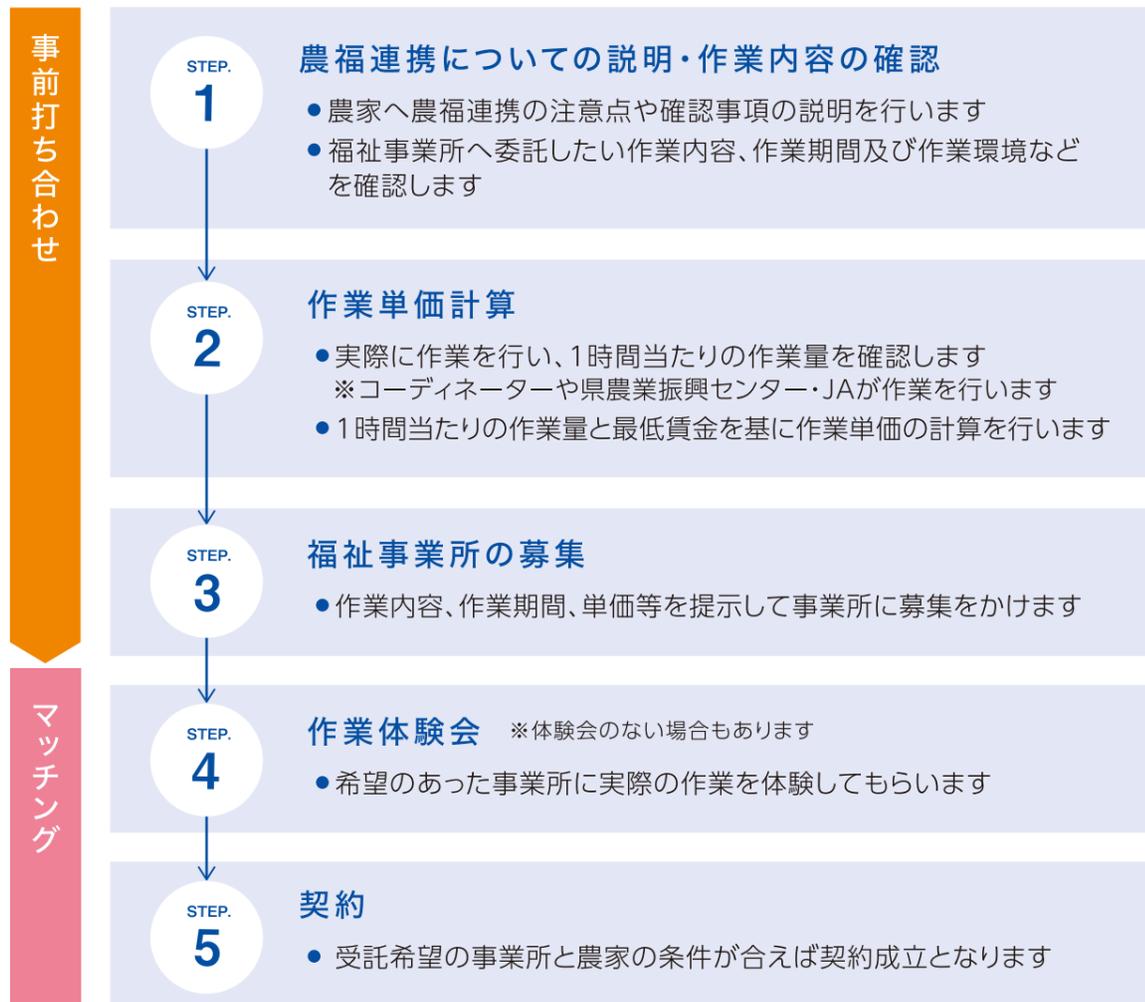
農福連携コーディネーターの役割

- 委託作業についての農家への助言
- 委託作業内容の確認
- 作業の細分化、見える化など
- 工賃の単価計算
- 作業内容に適した福祉事業所の募集
- 福祉事業所との調整
- スケジュール調整と契約書の作成
- 問題発生時の福祉事業所への対応

- 契約の説明と立ち合い
- 支払いに関する確認



農福連携マッチングの流れ



中間支援者の役割分担と心がけ

農福連携コーディネーター



STEP.
01
ニーズ調査

意向調査アンケート

1. 意向調査アンケートを作成する。
2. 農家から労働力確保の希望などがあつた際、JAと県農業振興センターが協力して以下の項目を確認する。
 - ・労働力を必要とする作業内容と作業期間及び作業時間
 - ・労働力補完を農福連携で対応して良いか確認する。

STEP.
02
作業内容確認

作業内容・単価設定

1. 農家が委託する作業（面積or数量など）を確認しておく。
2. 委託希望の作業内容と場所の確認、休憩所やトイレ、作業スペース、作業の細分化、見える化に関してアドバイスする。
3. 単価の設定をする。
4. 作業環境を整え、見える化や治具の作成をする。
5. 作業開始日の調整を行う。
6. 農家へ割り出した工賃を伝え確認を取る。

募集

STEP.
03
募集・体験・見学

募集・体験・見学・調整

1. 利用者が作業しやすい方法について、コーディネーター、JA、県農業振興センター、農家で検討し、動線や道具の工夫をする。
2. 体験見学の場所が依頼をした農家の作業場ではない場合は、体験の際の道具などの準備についてはJAが行う。
3. 農家の方に農福連携の取組を知っていただくには、体験会見学も効果的であることから、体験会に参加する事業所に事前に見学の許可を得られた場合は、委託農家以外の農家の方に呼びかけを行い見学のお知らせしておく。

支払い
間取り

STEP.
04
作業開始・支払い・完了後

契約・作業助言

1. コーディネーターが作成した契約書、単価表、作業カレンダーの内容を確認する。
2. 作業に必要な利用者数を確認するため、作業量を前日までに確認し、コーディネーターへ連絡する。
3. 契約に立ち会いサポートする。
4. 農家ニーズに合うように、作業方法や動線、道具の工夫についてアドバイスする。
5. 作業開始日に請求日及び支払い日、支払い方法について農家と事業所間で確認してもらうようサポートする。

完了後

1. 農家に障がい者就労施設による作業の感想、気づいた点や今後の要望などについての聞き取りをする。



土は農家の方が入れてくれています。割りばしで穴をあけて丁寧に根を入れ移植します。

作業内容

パセリの移植作業

(6月頃の数日)

- 富士町パセリ生産者
- 一般社団法人佐賀自立支援福祉協会

パセリの移植作業は平成30年から農福連携に取り組んでいる作業です。割りばしの土に差す部分に色を塗り、深さが分かるようにしています。根の細いパセリの苗を丁寧に丁寧に移植されました。



ハサミでへたを切りますハサミの角度などコツがあるが、しっかり作業されています。虫食いなどがあればはじきます。

作業内容

ピーマンのへた切り作業

(7月上旬～9月下旬)

- JAさが脊振ピーマン選果場
- 障がい者就労施設7事業所

収穫されたピーマンのへたを切る作業です。障がい者就労施設にへたを切ってもらう時間で、農家の方が収穫や管理作業にあたることのできることで喜んでいただき、平成31年からご依頼をいただいております。令和5年から共選に移行し6軒の農家が利用しています。障がい者就労施設の方も2軒から7軒に増え、中山間地域での作業は気分転換にもなり楽しいと言っています。



コンテナのある場所まで傾斜があり距離もある箇所もあるため、オレンジ色のカゴにみかんが半分くらいになると交換します。

作業内容

みかん収穫時カゴの交換作業

(11月上旬～12月中下旬)

- 大和みかん生産者
- 福祉事業所2事業所

毎年ご依頼いただいている作業です。パートの方が収穫したみかんを入れているカゴを交換し、みかんをコンテナに入れる作業です。この作業を障がい者就労施設がする事で、パートの方は収穫に専念することができます。小高く見晴らしの良いみかん山で体を動かし作業することで、ご飯が美味しいよ、よく眠れたよと利用者さんからお話してくれました。



不知火をセンサーに流し、階級ごとにわかれたデコポンをコンテナに入れる作業。

作業内容

不知火のセンサー選果作業 (1月~3月)

- 大和みかん運営委員会(選果場)
- 障がい者就労施設3事業所

大和みかん運営委員会の会員の方が交代で、不知火のセンサー選果作業をされていたため障がい者就労施設に委託されました。3事業所が交代で作業されることで、急にコロナ等でひとつの事業所が作業できなくなった場合でも、他の事業所が代わりに作業でき、選果場に迷惑をかけずに済みました。



作業内容

不知火の袋入れ またはシール貼り作業 (1月~3月)

- 大和みかん運営委員会(選果場)
- 障がい者就労施設3事業所

作業予定の日に不知火の収穫量等によって作業が急がない場合の代替作業として、不知火を袋に入れる作業または袋にシールを貼る作業を委託していただきました。急な予定の変更への対応が難しい利用者への配慮で、障がい者就労施設も喜ばれました。



すももを音声別選別機で階級ごとに分け、階級別に色も合わせ階級に合った詰め方でパック詰めします。

作業内容

すももの調整作業 (6月頃/1週間~10日間)

- 大和みかん運営委員会(選果場)
- 障がい者就労施設2事業所

短期間の作業のため労働力確保が難しいことと、不知火等の作業実績で障がい者就労施設の仕事ぶりに信頼をいただけたことで、作業の委託につながりました。階級別、色別と判断の多い作業ですが、作業の細分化・見える化をすることで、しっかり作業に取組まれました。



音声式選別機で等級分けしたトマトを等級ごとに箱詰めします。箱の組み立てや、押印の作業もあります。

作業内容

トマトの調整作業 (7月上中旬~9月下旬)

- 富士町トマト生産者
- 社会福祉法人みのり

夫婦二人の労働力で調整作業が追い付かないことがあり障がい者就労施設に依頼されました。障がい者就労施設が調整作業に入ったことで、トマトの管理作業に手が行き届き、トマトの品質や収量が上がり、品質が上がることで調整作業もしやすくなり障がい者就労施設の出来高もアップするといった好循環につながりました。



農家の方が茎を切り、アスパラの上部分をクルクル丸めて外に出します。

作業内容

アスパラ引き取り作業

(12月~1月のうちの数日)

- アスパラ生産者(全県域)
- 障がい者就労施設(全県域)

シルバー人材センターに依頼されている農家が多い作業です。数日で終わる作業でスポットでできる作業です。体力は必要ですがワイワイと楽しんで作業していただきました。農家の方も障がい者就労施設へ初めての依頼でしたが、とても喜んでいただき、別の農家の方へ口コミで伝えられていました。



ハサミの苦手な方は玉ねぎをコンテナに移す作業をして役割分担されました。

作業内容

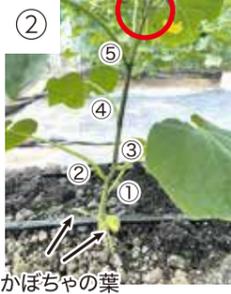
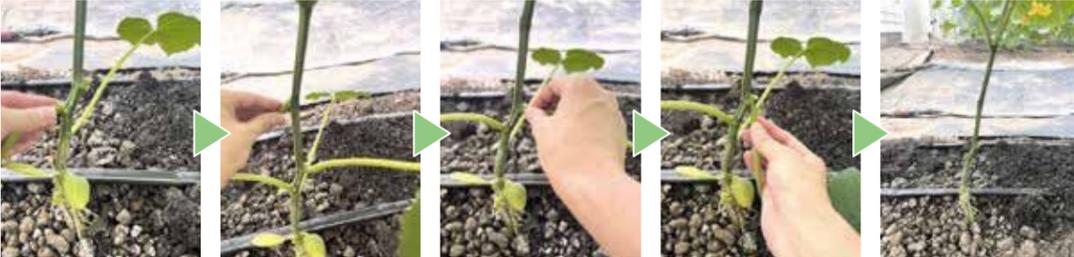
玉ねぎ根切り葉切り作業

(6月~8月頃)

- JAさが 久保田集荷場
- 障がい者就労施設4事業所

例年玉ねぎの時期にはJA職員の方が残業して機械にかけ作業されていました。令和2年には機械が壊れ手作業で大変だったこともあり、令和3年より障がい者就労施設へ依頼されました。障がいのある方も上手にハサミを使って根切り葉切りされました。令和6年から、1事業所から4事業所へ委託先を拡大されました。

農福連携作業マニュアル(例)

作業名	下葉かき作業		
作業の理由	<ul style="list-style-type: none"> ●古い葉を取ることで実に栄養がいくため。 ●道具・備品(事業所)風通しや採光性を良くするため。 ●下の葉から老化していくため下の葉を取り病害虫被害を防ぐため。 		
準備	道具・備品(事業所)	写 真	道具・備品(農家)
	<ul style="list-style-type: none"> ●手袋 ●帽子、タオル ●膝あて、または汚れて良い服装 ●きゅうりハウス専用長靴またはスリッパ 		取った葉を入れる手提げ袋(人数分) ※葉を最後に回収しなくて良くなるため作業時間の短縮に繋がります。
姿勢	しゃがみ姿勢 ★膝をついた方が姿勢は楽になります。 ※その際敵に乗らないように注意!		
作業工程	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1; text-align: center;">① かぼちゃの双葉を取る</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1; text-align: center;">② 下から5枚葉を取る</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1; text-align: center;">③ 横に移動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1; text-align: center;">④ ①から繰り返し</div> </div>		
作業内容	1. かぼちゃの双葉を手で取ります。 2. きゅうりの葉を下から5枚、根元から「手」で取ります。 3. 取った葉は袋に入れ、袋がいっぱいになったらコンテナに入れます。 ★1 きゅうりの葉を下から5枚(※脇芽(側枝)が伸びている枝のから下まで)手で取ります。 ★2 主枝と葉の間から脇芽が出ていたら、葉と一緒に脇芽も取ります。		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>① 一番下にあるのがかぼちゃの葉です。かぼちゃの葉を取ります。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② かぼちゃの葉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>★1 きゅうりのついた枝や脇芽のある枝</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>★2 脇芽があれば脇芽も取ります</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> ① 葉の根本を持ちます ② 下に折ります ① 葉の根本を持ちます ② 下に折ります 下葉を取った状態 </div>		
POINT	葉の茎を持ち、下に下げるとポキッと折れます。そのまま取ります。		
作業注意点	主枝を折らないように片手を主枝に添えた方が良いです。		
動画	https://youtu.be/mTs53nhroTs		
確認	取り忘れた株がないか、取り忘れた葉がないか、主枝を折ってしまっていないか。		
作業難易度	[3] しゃがみ姿勢、5枚数えられる人		
備考	ハウス内は暑いので、小まめな休憩と水分補給をしてください。帽子、タオル、水筒、飴の準備をしてください。		

	基本情報
期間	1～2日
作業環境	ハウス内作業、トイレ、休憩場所あり。
面積	15ha
作業日程	
作業料金	1a 〇〇円、15ha× 〇〇円= 〇〇〇〇〇円
希望人数	面積が広いので、5名以上の方が2日で完了できます。
作業場所	〇〇県 〇〇市〇〇 https://maps.app.goo.abcde12345 st=ig
MAP	
休憩場所	

(作成例)

イチゴ労働力実態調査

日頃の農作業、大変お疲れ様です。

近年、農業分野において担い手不足が大きな問題となっています。そこで、イチゴ栽培の労働力の実態調査を行いたいと思います。本アンケートへのご協力をよろしくお願い致します。

氏名: _____ 栽培面積: _____ a

下記の質問に対して、あてはまるものに○をご記入ください(複数選択可)

現在の労働力はどのようでしょうか。

家 族	夫	妻	子(人)	親(人)	その他()
雇 用	あり → 設問 2 へ			なし → 設問 3 へ	

2. 現在の雇用状況はどのようでしょうか。

雇用形態	社員 (人)	
	フルタイム (人):(人/日)	時 ~ 時
	パート (人):(人/日)	時 ~ 時
	外国人技能実習生 (人)	時 ~ 時
	その他 (): (人)	

3. 現在、労働力は足りていますか？

(ア. 足りている → 回答終了です / イ. 足りていない → 設問 4 へ)

4. 労働力が足りていない作業はありますか？

(あり / なし)



育 苗	ア ポット 土入れ	イ 追 肥	ウ 下葉かき	エ ランナー 切り離し	オ 除 草	その他 ()
	カ 定 植	キ 手入れ (葉かき、果梗除去など)		ク 摘 果	ケ 収 穫	
本 圃	コ パック 詰め	サ マルチ張り	シ 天井 ビニル張り	その他 ()		

4. 労働力が足りていない作業で、依頼を希望する作業はありますか？

(あ り / な し)



育 苗	ア ポット 土入れ	イ 追 肥	ウ 下葉かき	エ ランナー 切り離し	オ 除 草	その他 ()
	カ 定 植	キ 手入れ (葉かき、果梗除去など)		ク 摘 果	ケ 収 穫	
本 圃	コ パック 詰め	サ マルチ張り	シ 天井 ビニル張り	その他 ()		

以上です。ご協力ありがとうございました。

(作成例)

【農福連携マッチング連絡シート】

新規募集

年 月 日

農作業名			
依頼希望者			エリア担当者
連絡先 (TEL)			
住 所	〒		
作業内容			
単価について			
作業時期			: 通年
作業期間			作業回数 (週)
作業量または作業面積			閑散期:
人 数	事業所の利用者作業希望人数		
作業場所			
休憩場所		トイレ	近隣のトイレの場所
駐車場の場所			
必要備品			
その他の連絡事項			
請負事業所			担当者
連絡先	TEL		FAX
メールアドレス			
住 所	〒		

- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対して損害賠償請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項が発生した場合、または解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議しこれを解決する。

この契約の成立を証するため、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙両者が記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管するものとする。

令和 年 月 日

[甲:委託者] 住 所:

代表者名:

[乙:受託者] 住 所:

事業所名:

代表者名:

(作成例)

契約・作業開始日チェックリスト

農 家	事 業 所
1. 農作業の指導は、利用者に直接せずに支援員に伝える。※作業の上達等ポジティブな声掛けは、利用者のやる気と達成感につながるののでしてほしい。 2. 基本的に同じ場所で作業をしない。 3. 契約書の作業期間を年度で区切る理由を説明しておく。 4. 今回JA、振興センター、コーディネーターが中間支援をし、決定した内容以外での交渉等を事業所と直接することは避けてもらう。 5. 今回依頼した内容以外で作業依頼したい内容ができた場合、事業所と直接交渉せず、JAまたは振興センターに相談してもらう。 6. A型とB型の違いを農家にしっかり説明しておく。	1. 契約書の作業期間を年度で区切る理由を説明しておく。 2. 今回JA、振興センター、コーディネーターが中間支援をし決定した内容以外での交渉等を農家と直接することは避けてもらう。 3. 今回依頼した内容以外で農家から別の作業依頼を受けた場合は、コーディネーターに相談してもらう。

当日確認すること

対応したものに☑を記載

- 請求日及び支払日の確認
- 支払い方法の確認
- 作業日誌の記入方法の説明
 - ・作業日に、作業量とサインを農家と福祉事業所がそれぞれ記入する
- 農家、福祉事業所の手元に各1通の契約書が渡っているか確認
- 契約時には、農家・福祉事業所の経営者(または支援員)が納得するように、JA・コーディネーター・振興センターなどの立会いのもと契約内容(特に作業内容、作業時間、工賃、交通費)について確認
- 作業完了後、福祉事業所から農家に請求書を提出してもらうように説明
- 産地の野菜を、福祉事業所が農家から受け取り(購入や譲ってもらう)、使用する場合(販売や加工など)、用途についてはJAに相談することを説明

以上確認・説明を受けました。

令和 年 月 日

(農家) 氏名

(障がい者就労施設) 氏名

(作成例)

作業完了後

障がい者就労施設への聞き取り調査

年 月 日 ()

Re:FAX

【作業内容】

【請負期間】 年 月 日 ~ 年 月 日

【作業時間】 ~

ご回答期限

年 月 日 ()

事業所

現場担当者

売上実績

円

■実作業日数 日

■実作業延べ人数
※支援員は含みません

人

■作業曜日
※決まっていれば 曜日

■総作業時間数 時間

■1日当たりの
平均作業利用者数 人

■1日当たりの支援者数 人

■平均作業時間 時間

■一人当たりの平均時給 円

■単価額 円

※平均時給はご記入いただかなくてかまいません

作業等において お気づきの点や今後のご要望等があればお知らせください。

年 月 日 記入担当者